

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月二日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

県道礼羽騎西線	路線名
加須市礼羽五二四番地先から 同市礼羽五五九番二地先まで	供用開始の区間
令和七年九月二日	供用開始の期日
四三・〇二メートル	備考 令和五年九月八日付け行田県土整備事務所告示二九号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長